

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針

都道府県名 徳島県

策定：令和2年3月16日

変更：令和2年6月19日

変更：令和3年2月22日

I 収益性向上対策

1 目的

本県は、恵まれた自然環境や地理的条件を生かし、多種多様な農林水産業を営み、「生鮮食料供給地」としての機能を果たしているが、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定は、多角的かつ広範囲にわたり、本県農林水産業に大きな影響を及ぼすと想定される。そこで、TPP協定による環境変化の下でも本県農業が再生可能となるよう、「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」及び「徳島県経済グローバル化対応基本方針」に基づいて、地域の実情に応じたきめ細やかな対策を、効率的かつ強力に、スピード感を持って取り組み、産地の競争力を強化する。

2 基本方針

作物名	内容
土地利用型作物 （水稻、麦、大豆、そば） ※水稻は、主食用米（「あきさかり」等）及び非主食用米（飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米、輸出用米）を対象	<p>当該作物について、本事業で推進すべき方策については以下のとおり。</p> <p>産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、水田フル活用ビジョン等と整合させつつ、これらの方策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動に対応した品種による品質向上や食味、環境に配慮した高付加価値化など売れる米づくりの推進 ・ 生産・加工・販売が一体となった米・麦・大豆を活用した6次産業化の推進 <p>【販売額又は所得額の増加における比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 販売額又は所得額の増加 → 単位面積当たりの販売額又は所得額で比較 <p>※効果の検証にあたっては、市場の需給といった外的要因等を排除する観点から価格の補正を行う</p> ○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 直播栽培等の省力・低コスト化技術の導入推進 ・ 集落営農や農地中間管理機構等を活用し、担い手への農地集積と集約化を進め、担い手の規模拡大・体質強化を推進 ・ その他生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減に向けた取組を推進 <p>【コスト削減における比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストを原則とする ・ 集出荷コスト削減 → 集出荷施設をみの計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能 ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約取引の拡大による経営安定を図るため、地域ごとに特色のある米づくりを推進 ・ 生産・加工・販売が一体となった米・麦・大豆を活用した6次産業化の推進 <p>【契約栽培の割合増加における比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約栽培の割合増加 → 農業者の契約率で比較

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加（輸出実績がある場合） <ul style="list-style-type: none"> ・ 県産米の需要拡大に向け、アジアを中心とした輸出の推進 【輸出実績の増加における比較の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出実績の増加 → 輸出量又は輸出額の増加率で比較 ○ 総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上の増加、又は輸出向けの年間出荷量10トン以上とすること（新規又は過去5年以内の出荷実績がない場合） <ul style="list-style-type: none"> ・ 県産米の需要拡大に向け、アジアを中心とした輸出の推進 【輸出実績の増加における比較の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出実績の増加 → 輸出額の増加率、又は年間出荷量で比較 <p>※ 計画作成時の現状値の考え方 直近1年の実績値を原則とする。なお、直近1年の実績値以外を現状値とする場合は、その理由を記載した資料を添付するものとする。</p>
園芸作物 （野菜・いも類・果樹・花き・茶・その他特用林産物）	<p>当該作物について、本事業で推進すべき方策については以下のとおり。 産地パワーアップ計画の対象地区では、成果目標の達成に向けて、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画等と整合させつつ、これらの方策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械化一貫体系の導入等により、規模拡大や収量の向上による収益性の高い露地野菜産地の形成を推進 ・ 次世代型ハウス、パイプハウスや高度環境制御装置の導入等により、規模拡大や収量の向上による収益性の高い施設園芸産地の形成を推進 ・ 高品質化につながる栽培技術・資材等の導入により、新たな生産体制を整備する取り組みを推進 ・ 果樹における競争力のある品種（同一品種）について、樹園地の若返りのため改植の推進 ・ その他、販売額又は所得額の10%以上の増加に向けた取り組みを推進 【販売額又は所得額の増加における比較の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 販売額又は所得額の増加 → 農業者の総販売額又は総所得額（高収益作物に限る）、又は単位面積当たりの販売額又は所得額で比較 ※効果の検証にあたっては、市場の需給といった外的要因等を排除する観点から価格の補正を行う ○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 省力化・省エネ機械等の導入等により省力化・効率化に向けた取り組みを推進 ・ 集出荷貯蔵施設や農産物処理加工施設等の共同利用施設の高度化・再編合理化を推進 ・ その他、生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減に向けた取り組みを推進 【コスト削減における比較の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストを原則とする ・ 集出荷コスト削減 → 集出荷施設のみの計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能 ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前契約等の契約栽培の導入により、経営の安定化につながる取り組みを推進

	<p>【契約栽培の割合増加における比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約栽培の割合増加 → 農業者の契約率で比較 <p>○ 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加（輸出実績がある場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県産青果物等の需要拡大に向け、アジアを中心とした輸出の推進 <p>【輸出実績の増加における比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出実績の増加 → 輸出量又は輸出額の増加率で比較 <p>○ 総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上の増加、又は輸出向けの年間出荷量10トン以上とすること（新規又は過去5年以内の出荷実績がない場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県産青果物等の需要拡大に向け、アジアを中心とした輸出の推進 <p>【輸出実績の増加における比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出実績の増加 → 輸出額の増加率、又は年間出荷量で比較 <p>※ 計画作成時の現状値の考え方 直近1年の実績値を原則とする。なお、直近1年の実績値以外を現状値とする場合は、その理由を記載した資料を添付するものとする。</p>
--	--

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

	<p>(1) 本事業の推進・指導 産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、県関係部局（南部総合県民局、西部総合県民局、東部農林水産局）及び市町村と連携し、推進・指導に当たるものとする。</p> <p>(2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制 地域農業再生協議会等は、取組主体より提出のあった取組主体事業計画について、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知。以下「実施要領」という。）に定められた要件に適合し、産地パワーアップ計画の成果目標達成の実現性を審査後、産地パワーアップ計画を策定し、市町村に提出する。市町村は提出のあった産地パワーアップ計画の内容を審査し、県に提出する。県は、各計画の内容を審査し、産地パワーアップ計画を県事業計画に位置づける。</p>
--	---

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件
土地利用型作物 (水稲、麦、大豆、そば) ※水稲は、主食用米(「あきさかり」等)及び非主食用米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米、輸出用米)を対象 園芸作物 (野菜・いも類・果樹・花き・茶・その他特用林産物)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助対象施設 実施要綱の別表2のII整備事業のメニュー欄に掲げる施設を助成対象とする。 ○ 取組要件 実施要領別記3の別紙3の要件等をクリアする取組を事業対象とする。 ただし、共同利用施設以外の施設整備については、取組主体事業計画における取組後の「面積」が、地域農業再生協議会等の管内の平均的な作付面積の10倍以上(野菜及び果樹は5倍以上)の場合に限るものとする。

② 生産支援事業

対象作物	取組要件																				
土地利用型作物 (水稲、麦、大豆、そば) ※水稲は、主食用米(「あきさかり」等)及び非主食用米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米、輸出用米)を対象 園芸作物 (野菜・いも類・果樹・花き・茶・その他特用林産物)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組要件 実施要領別記3の別紙3及び7の要件等、国の要件を満たす取組を事業対象とする。 ○ 補助対象機械及び資材 徳島県の特定高性能農業機械導入計画と整合させつつ、本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な助成対象とする機械(導入・リース導入)、資材を対象とする。 中古農業機械機等の場合は、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上あること、一般競争入札の実施等、国の要件を満たすこと。 ○ 果樹の改植を行う場合の対象品目・品種(同一品種) 事業実施に当たっては、果樹経営支援対策事業の運用を準用するものとし、未収益期間の栽培管理に係る支援については、農業者当たりの改植面積の合計が2a以上の取組を助成対象とする。 【対象品目及び品種の選定理由】 <input type="checkbox"/>競争力のある品種であると認められること 次のいずれかか、これら以外であっても同等の競争力がある品種 ①現在、輸出が行われている品種(規格外品、無選別品の輸出を除く) ②県で育成又は普及した品種であって、他の地域、他の品種と差別化され、ブランド化がなされている品種 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対象品目名</th> <th>対象品種名</th> <th>選 定 理 由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">うんしゅうみかん</td> <td>上野早生 宮川早生</td> <td>平成24年から香港へ輸出されており、本県のハウスみかん産地の主要な品種として普及し、市場からも高い評価を得ており、引き続き一定の需要が見込まれ、競争力のある品種と認められるため。</td> </tr> <tr> <td>十万温州 古田</td> <td>平成24年からEUへ輸出されており、本県の貯蔵みかん産地の主要な品種として普及し、市場からも高い評価を得ており、引き続き一定の需要が見込まれ、競争力のある品種と認められるため。</td> </tr> <tr> <td>ゆず</td> <td></td> <td>平成26年からEUへ輸出されており、全国の栽培面積の16%を占める全国第2位の産地で、本県の香酸カンキツの主要な品種として普及し、市場からも高い評価を得ており、引き続き一定の需要が見込まれ、競争力のある品種と認められるため。</td> </tr> <tr> <td>すだち</td> <td></td> <td>本県が全国の栽培面積の98%を占める特産品としてブランド化され県内各産地に普及し、市場からも高い評価を得ており、引き続き一定の需要が見込まれ、競争力のある品種と認められるため。</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>幸水 豊水</td> <td>本県の主要な品種として普及し、京阪神市場からも高い評価を得ており、引き続き一定の需要が見込まれ、競争力のある品種と認められるため。</td> </tr> <tr> <td>ぶどう</td> <td>デラウェア</td> <td>本県の主要な品種として普及し、ハウス栽培による早期出荷産地としてブランド化され、市場からも高い評価を得ており、引き続き一定の需要が見込まれ、競争力のある品種と認められるため。</td> </tr> </tbody> </table>	対象品目名	対象品種名	選 定 理 由	うんしゅうみかん	上野早生 宮川早生	平成24年から香港へ輸出されており、本県のハウスみかん産地の主要な品種として普及し、市場からも高い評価を得ており、引き続き一定の需要が見込まれ、競争力のある品種と認められるため。	十万温州 古田	平成24年からEUへ輸出されており、本県の貯蔵みかん産地の主要な品種として普及し、市場からも高い評価を得ており、引き続き一定の需要が見込まれ、競争力のある品種と認められるため。	ゆず		平成26年からEUへ輸出されており、全国の栽培面積の16%を占める全国第2位の産地で、本県の香酸カンキツの主要な品種として普及し、市場からも高い評価を得ており、引き続き一定の需要が見込まれ、競争力のある品種と認められるため。	すだち		本県が全国の栽培面積の98%を占める特産品としてブランド化され県内各産地に普及し、市場からも高い評価を得ており、引き続き一定の需要が見込まれ、競争力のある品種と認められるため。	なし	幸水 豊水	本県の主要な品種として普及し、京阪神市場からも高い評価を得ており、引き続き一定の需要が見込まれ、競争力のある品種と認められるため。	ぶどう	デラウェア	本県の主要な品種として普及し、ハウス栽培による早期出荷産地としてブランド化され、市場からも高い評価を得ており、引き続き一定の需要が見込まれ、競争力のある品種と認められるため。
対象品目名	対象品種名	選 定 理 由																			
うんしゅうみかん	上野早生 宮川早生	平成24年から香港へ輸出されており、本県のハウスみかん産地の主要な品種として普及し、市場からも高い評価を得ており、引き続き一定の需要が見込まれ、競争力のある品種と認められるため。																			
	十万温州 古田	平成24年からEUへ輸出されており、本県の貯蔵みかん産地の主要な品種として普及し、市場からも高い評価を得ており、引き続き一定の需要が見込まれ、競争力のある品種と認められるため。																			
ゆず		平成26年からEUへ輸出されており、全国の栽培面積の16%を占める全国第2位の産地で、本県の香酸カンキツの主要な品種として普及し、市場からも高い評価を得ており、引き続き一定の需要が見込まれ、競争力のある品種と認められるため。																			
すだち		本県が全国の栽培面積の98%を占める特産品としてブランド化され県内各産地に普及し、市場からも高い評価を得ており、引き続き一定の需要が見込まれ、競争力のある品種と認められるため。																			
なし	幸水 豊水	本県の主要な品種として普及し、京阪神市場からも高い評価を得ており、引き続き一定の需要が見込まれ、競争力のある品種と認められるため。																			
ぶどう	デラウェア	本県の主要な品種として普及し、ハウス栽培による早期出荷産地としてブランド化され、市場からも高い評価を得ており、引き続き一定の需要が見込まれ、競争力のある品種と認められるため。																			

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
土地利用型作物 (水稲、麦、大豆、そば) ※水稲は、主食用米(「あきさかり」等)及び非主食用米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米、輸出用米)を対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組要件 実施要領別記3の別紙3の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ただし、技術実証は、事業終了後に本事業で生産コスト削減又は販売額向上の取組を実施することを前提としたものに限る。 ○ 補助対象機械及び資材 徳島県の特高高性能農業機械導入計画と整合させつつ、本事業の成果目標の達成に必要不可欠な助成対象とする機械(導入・リース導入)、資材を対象とする。 中古農業機械機等の場合は、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上あること、一般競争入札の実施等、国の要件を満たすこと。
園芸作物 (野菜・いも類・果樹・花き・茶・その他特用林産物)	

(2) 整備事業

実施要綱及び実施要領に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

地域農業再生協議会等や市町村は、各産地パワーアップ計画、取組計画の内容及び対象経費等について、次により確認する。

1 計画申請時

(1) 基金事業

共通 施設及びの農業機械等の共済又は保険等への加入に関する契約書の写し

ア 整備事業

- ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④位置、配置図、平面図、⑤施設の管理運営規程、⑥前年度の青色申告書(農業者の場合)、⑦その他、知事が必要と認める資料 など

イ 生産支援事業及び効果増進事業

- ①申請者の規約、②機械の利用計画、③営農計画書、④能力・台数などの算定根拠、⑤見積書、⑥カタログ、⑦改植実施園の位置図(改植の場合) など

(2) 整備事業 (1)のAに準ずる

2 請求時

(1) 基金事業

ア 整備事業

- ①施設整備係の入札関係書類、②工事請負契約書、③出来高設計書 など

イ 生産支援事業及び効果増進事業

- ①リース導入に係る入札関係書類、②発注書、③リース契約書、④借受証、⑤納品書・請求書、⑥領収書(支払済みの場合) など

(2) 整備事業 (1)のAに準ずる

6 取組主体助成金の交付方法

- 県は、助成金を市町村に交付し、市町村は地域農業協議会等に通知のうえ、取組主体に助成金を交付する。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

- 市町村及び地域農業再生協議会等は産地パワーアップ計画の作成に当たって、取組主体に条件を付することができるが、その内容については県と協議する。
- 市町村は、地域農業再生協議会等を通じるなどして、取組主体に対して、実施要綱及び実施要領、さらに本事業実施方針及び次の内容を周知する。
 - ・ 契約に当たっての条件（一般競争入札等）
 - ・ 助成金の返納（事業要件を満たさないことが判明した場合）
 - ・ 助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納
 - ・ 財産の管理等
 - ・ 財産処分の制限
 - ・ 取組主体事業計画の評価
- 取組主体は、同時に複数の取組主体事業計画を作成できないこととする。取組主体は、取組主体事業計画に掲げられた目標年度の翌年度に実績評価を行い、目標を達成した場合は新たな取組主体事業計画を策定できることとする。

8 その他

II 生産基盤強化対策（「全国的な土づくりの展開」を除く）

1 目的

近年の施設園芸農家等の少子高齢化・後継者不足が進む中、産地の維持と将来の競争力強化を進めるためには、各産地の創意工夫と発意によって既存の農業用ハウスや樹園地等の生産基盤を活用し、次世代に継承していくことの維持が重要である。

このため、本県の農業について、

- ① 徳島県食料・農林水産業・農山漁村振興基本計画
- ② 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
- ③ 人・農地プラン
- ④ 徳島県水田フル活用ビジョン
- ⑤ 徳島県果樹農業振興計画

との整合させつつ、地域の生産基盤の強化を図りながら担い手等に円滑に継承していくための取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	
水稻、野菜、いも類、果樹 （生産技術の継承・普及に向けた取組のうち農業機械の安全取扱技術の向上支援）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総作付面積の維持又は増加 <ul style="list-style-type: none"> ・トラクタが作業機を付けたまま公道走行できるようにするために、大型特殊免許（農耕車に限る）やけん引免許（農耕車に限る）の取得のための実技及び座学による研修会を開催及びトラクタ持ち込みによる免許試験機会を提供 ○ 各取組主体においては、産地の目標の達成のため、それぞれの成果目標について以下の取組を優先的に支援 <ul style="list-style-type: none"> ・生産コストの低減 作業機を着脱せずにほ場間を移動することによる生産コストの低減のため、免許の取得機会を拡大する研修等の開催を支援。 ・労働生産性の向上 作業機を着脱せずにほ場間を移動することによる労働生産性の向上のため、免許の取得機会を拡大する研修等の開催を支援。

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

（1）本事業の推進・指導

産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、関係部局（普及指導センター等）及び市町村と連携し、推進・指導に当たるものとする。

（2）地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

産地生産基盤パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、各協議会の構成団体である都道府県（農業普及改良センター）又は市町村に属する補助事業に精通した者を主として実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。

4 取組要件

(1) 基金事業

① 生産技術の継承・普及に向けた取組

対象作物	取組要件
水稻、野菜、いも類、果樹	<ul style="list-style-type: none">○取組要件 実施要領の別紙4の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○ 農業機械の安全取扱技術の向上支援を行う場合の取組内容 大型特殊免許（農耕車に限る）やけん引免許（農耕車に限る）の取得のための実技及び座学（実技の講習を必須とする。）による研修会等を開催する。 研修では、当該免許の取得に関連した農業機械の取扱技術の習得、道路運送車両法等の関係法令の知識の習得等も行うことができるものとする。 本取組に必要な農業機械はトラクター等とする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

<p>(1) 整備事業</p> <p>①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③既存ハウスの写真、④既存ハウスの位置図等、⑤継承計画、⑥実証計画 (①、②を必須として、農業用ハウスの再整備・改修の取組を行う場合は③、④、⑤、生産技術の継承・普及の取組を行う場合は⑥を確認する)</p> <p>(2) 基金事業</p> <p>申請者の規約、施設等の継承計画、見積書、カタログ、既存施設等の写真・位置図など</p> <p>2 請求時</p> <p>(1) 整備事業</p> <ul style="list-style-type: none">・出来高設計書など <p>(2) 基金事業</p> <ul style="list-style-type: none">・生産資材・機械等の発注書、リース導入に係る入札関係書類・契約書、借受証、納品、領収書（支払い済みの場合）など

6 産地生産基盤パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

市町村は、地域農業再生協議会が作成した計画を下記によりポイント化して、県に提出する。

県は市町村及び県協議会から提出された計画について、合計ポイント数上位から優先して採択し、承認する。

※ 合計ポイントが同点の場合は、①成果目標ポイント>②面積ポイント>③人・農地プランに位置づけられた経営体数の順に高い計画から採択する。

区分	ポイント		
成果目標（共通）	総販売額又は総作付面積の維持又は10%以上の増加	維持 +10%以上 +15%以上 +20%以上	0ポイント 3ポイント 4ポイント 5ポイント
成果目標	次の成果目標の中から、いずれか1つを選択すること。		
	輸出处向け生産開始又は出荷額の10%以上の増加	輸出处向け生産開始 +10%以上 +15%以上 +20%以上	3ポイント 3ポイント 4ポイント 5ポイント
	生産コストの10%以上削減	▲10%以上 ▲15%以上 ▲20%以上	3ポイント 4ポイント 5ポイント
	労働生産性の10%以上の向上	+10%以上 +15%以上 +20%以上	3ポイント 4ポイント 5ポイント
	契約販売率の10%以上向上	+10%以上 +15%以上 +20%以上	3ポイント 4ポイント 5ポイント
人・農地プラン	人・農地プランに位置づけられた経営体数/産地パワーアップ計画の構成員数×100＝	+20%以上 +50%以上	1ポイント 3ポイント
市町村	持点	2ポイント（分割加算可） 市町村を経由しない、県域の計画はすべて2ポイントを加算するものとする	

7 取組主体助成金の交付方法

- 県は、助成金を市町村に交付し、市町村は地域農業協議会等に通知のうえ、取組主体に助成金を交付する。
ただし、実施要領別記3別紙4のIの5生産技術の継承・普及に向けた取組のうち農業機械の安全取扱技術の向上支援については、県が取組主体となり事業が実施ができるものとする。

8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

- 市町村及び地域農業再生協議会等は産地パワーアップ計画の作成に当たって、取組主体に条件を付することができるが、その内容については県と協議する。
- 市町村は、地域農業再生協議会等を通じるなどして、取組主体に対して、実施要綱及び実施要領、さらに本事業実施方針及び次の内容を周知する。
 - ・ 契約に当たっての条件（一般競争入札等）
 - ・ 助成金の返納（事業要件を満たさないことが判明した場合）
 - ・ 助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納
 - ・ 財産の管理等
 - ・ 財産処分の制限
 - ・ 取組主体事業計画の評価
- 取組主体は、同時に複数の取組主体事業計画を作成できないこととする。取組主体は、取組主体事業計画に掲げられた目標年度の翌年度に実績評価を行い、目標を達成した場合は新たな取組主体事業計画を策定できることとする。

9 その他